

中央市熱中症対策指定暑熱避難施設募集要項

1. 目的

本要領は、国の熱中症対策実行計画に基づき、市民等のために暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために定めるものである。

2. 応募資格

応募資格は市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 公表している開放可能日において、熱中症特別警戒情報が発表されたときに当該施設の指定個所を住民その他に開放することができること
- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた、一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること

3. 実施内容

熱中症対策として市民が休憩できる場所として、以下の内容を実施すること。

- (1) 各施設の出入り口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内の掲示
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (3) 休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理

4. 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は国が定める熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じる。

5. 応募方法

別紙「中央市熱中症対策指定暑熱避難施設申込書」を中央市役所市民部市民環境課にメール又は郵送で提出する。

6. 応募先

郵便番号 409-3892
住所 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1
宛名 中央市役所市民部市民環境課環境担当
電話 055-274-8543
e-mail lg-shimin-kankyoku@city.yamanashi-chuo.lg.jp

7. 提出後の流れ

応募様式提出後の流れは以下のとおりとする。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結 ※協定書の例（別紙2）参照
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市HP等）
- (4) クーリングシェルター運用開始

中央市気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇〇〇(以下「甲」という。)と山梨県中央市(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

(協定の目的となる指定暑熱避難施設)

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1)名称

〇〇センター

(2)所在地

中央市臼井阿原〇〇番地〇

(供用区分)

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分(以下「供用部分」という。)は、別図のとおりとする。

(解放可能日等)

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

(1)開放する曜日

〇曜日～〇曜日

(2)開放する時間帯

午前〇時～午後〇時

(3)開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

〇人

(施設の管理)

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課:

役職名:

氏名:

連絡先:

2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、山梨県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第 8 条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第 4 条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第 4 条に定める供用部分を一般に開放するように努めるものとする。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場所において準用する。

(変更の協議)

第 9 条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、当該期間の満了の〇か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 11 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印をして、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印